

期日報告

日時：2014年2月4日

10:00～（対関西電力）

10:25～（対日本原電）（予定より35分程度早く始まりました。）

場所：大津地方裁判所（仮処分の審尋期日なので非公開です。一般の方は入れませんが、申立人は入れます。）

出席者

裁判所

長谷部幸弥裁判長裁判官（受命）

北村ゆり裁判官（受命）

申立人

本人及び代理人

相手方

相手方社員及び代理人

1 関西電力に対する再稼働禁止の仮処分申立事件

前回の期日以降、今回の期日までに、裁判所から両当事者に対して釈明を求める書面が出されました。原子力規制委員会の新規制基準の合理性や適合性に関する主張をせよ、という内容です。

それに対して、申立人らからは、

- ① 新規制基準に合格して適法に認可を受けていたとしても原発が過酷事故を起こして申立人の権利が侵害されることがある。
 - ② 新規制基準の合理性や適合性はこの仮処分事件の争点にはなっていない。
- といった理由から裁判所の釈明に答える必要もないし現段階では答えるつもりもないのであって早急に決定がされるべきである、という書面を出しました。

他方、関西電力からは、要約すると新規制基準に対応した設置変更許可申請を既に行っている大飯3、4号機と高浜3、4号機については、部分的なものになるかも知れないが、裁判所からの釈明に答える準備をしている、という内容の書面が出されました。

期日では、上記の書面の内容を確認するやりとりがされ、裁判所から、関西電力に対し、大飯3、4号機と高浜3、4号機以外の原発についても、裁判所からの釈明に答えるようにという話がありました。

その後、申立人らの代理人から、裁判所に対して、新規制基準の合理性及び適合性の主張の法的な位置づけをどう考えているのかを聞いたところ、「合理的な規制基準があってそれに適合するということが、具体的危険性の間接事実の一つである。」という趣旨の発言がありました。

つまり、この裁判の主要な命題は、原発が過酷事故を起こす具体的な危険性があるかどうかであり、その具体的な危険性があるかどうかを判断する一つの要素として規制基準が合理的か、その基準に適合しているかという問題があるということです（他の要素としてはこれまで議論してきた地震の問題や津波の問題や古くなって原子炉が脆くなっているという問題や地盤の問題などがあります。）。

そこで、申立人らの代理人から裁判所に対して、もう既に提訴から2年以上も経っているのだから、いつ主張立証が終わるかわからない新規制基準の問題は争点とせず、それ以外の問題で危険性を判断して早急に決定を出すべきだと言いました。しかし、裁判所は頑なに新規制基準の問題にこだわり新規制基準の問題を審理しなければ決定は出せないと言い平行線でした。

最後に、関西電力からの書面の提出期限を4月末までとし、次回期日が5月13日の午前10時～に設定されて終わりました。

2 日本原電に対する再稼働禁止の仮処分申立事件

期日間の書面のやりとりは、関西電力の事件と同様です。

期日では、日本原電の代理人から、有識者会合による敦賀原発の破砕帯に関する現地調査を1月に行ったことと、その後の有識者会合の予定はわからないということが報告されました。

裁判所からは、関西電力の事件と同様に、日本原電に対して、新規制基準の合理性と適合性について主張するよう発言があり、日本原電の代理人からは裁判所からの求釈明の趣旨を踏まえて可能な限りの主張をしようと準備しているという発言がありました。

次に、申立人らの代理人から裁判所に対して、「新規制基準に原発が適合しているか主張立証せよというが、原子力規制委員会の判断も出ていないのに、基準への適合性について専門的知識もない裁判所が判断できないのではないか。伊方原発の最高裁判例（平成4年10月29日最高裁第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁）に鑑みれば裁判所ができるのは事後的に原子力規制委員会の調査判断過程に看過しがたい誤りや欠落がないかを審査できるに過ぎないのではないか。」と言いましたが、裁判所からは基準への適合性を判断できるといった趣旨の発言がなされました。従来の裁判例の枠組みを逸脱するような発言で、驚きました。

最後に、次回期日が5月13日の午前10時30分～に設定されて終わりました。

3 以上のように、裁判所は、現在適合性審査が進行中の大飯3、4号機、高浜3、4号機だけでなく、電力会社が適合性審査申請をしておらず、将来するか否かすら判らない（運転開始後40年を超えている敦賀1号機、美浜1、2号機や活断層問題がある敦賀2号機は、申請すら断念する可能性があります。）他の原

子炉すべてについて適合しているか否かについて主張せよというのです。そんな主張を求められる関西電力，日本原電も大変だし，それに対する反論をしなければいけない申立人側も大変です。そもそも，素人である裁判所がそのような判断ができるはずがないのです（原子力規制委員会がした判断を検証して問題点を指摘することと，白紙の状態で一から適合性判断をすることは全く異なります。）

こんなことをしていたら，裁判所の決定まで，まだ1年程度は優にかかります。この裁判は，迅速な判断を求められる仮処分なのです。既に申立てから約2年半が経過しています。裁判所の理解でも，各原子炉が新規制基準に適合しているか否かは間接事実の一つにすぎないのです。それ以外にも多数の間接事実の主張があるのですから，裁判所は，既に主張されている間接事実の主張を判断して結論を出すことができるのです。

担当裁判官らは，特異な考え方にに基づき，その職責を怠っているとしか言いようがありません。